

明科区にお住まいの皆様へ

土砂災害特別警戒区域が変わります

日ごろから、長野県の建設行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、崩壊土砂防止柵の整備が完了したことに伴い、

図のとおり、土砂災害特別警戒区域を令和7年11月頃を目途に変更しますので、お知らせいたします。

これにより、区域は一部変更しますが、イエローゾーン・レッドゾーンは残りますので、

今後とも十分注意していただき、大雨や台風のときは、危険な場所から早めの避難を心がけるようお願いいたします。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

柵の設置により、レッドゾーンを解除します。

凡例

- 崩壊土砂防止柵工
- イエローゾーン
- レッドゾーン（変更後）
- ▨ レッドゾーン（解除箇所）

【土砂災害警戒区域（イエローゾーン）】

土砂災害のおそれがある区域。

【土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）】

イエローゾーンのうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域。

国道19号

明科駅

ご不明な点がございましたら、こちらまでお問い合わせください。

長野県犀川砂防事務所 砂防課 砂防第二係 担当：箕輪、宮沢

TEL：0263-62-3257（直通） FAX：0263-62-2015